

空家等の利活用の推進に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と株式会社クリエイティブ（以下「乙」という。）は、空家等の利活用を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、空家等の利活用に関する情報の提供、相談、住民への周知等を行うことによって、所有者等及び利用者による空家等の利活用を促進し、良好な住環境の確保及び定住の促進等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 常総市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(3) 利用者 空家等の利活用を行おうとする者をいう。

（甲の分担事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 所有者等及び利用者から空家等の利活用に関する相談を受けた場合において、乙の実施する空家等の利活用に寄与する事業（以下「事業」という。）を当該所有者等及び利用者を紹介すること。

(2) 事業を、市のホームページに掲載することや説明会等を開催することなどにより、市民に周知すること。

(3) その他、甲及び乙間の協議により、双方が必要と認める事項に関すること。

（乙の分担事項）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 前条第1号の規定により甲から所有者等及び利用者の紹介を受けた場合において、当該所有者等及び利用者より空家等の利活用に関する相談を受けること。

(2) 甲が開催する説明会等に参加し、周知に協力すること。

(3) その他、甲及び乙間の協議により、双方が必要と認める事項に関すること。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、本協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報

に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1箇月前までに甲又は乙が特段の意思表示を相手方にしないときは、本協定は、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

（疑義等の解決）

第7条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印をした上で、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町3 2 2 2 番地 3  
氏名 常総市

常総市長 神達 岳志



乙 住所 東京都千代田区六番町6-4  
LH番地スクエア5階  
氏名 株式会社クリエイティブ

代表取締役 野口 光春

